今後の国際環境協力の取組みの方向(案)

1.世界的な枠組みづくりへの戦略的な関与

ア. 重点分野に係る世界的な枠組みづくり

我が国が今後 10 年間に国際環境協力に関して特に重点的に取り組むべきと考えられる分野において、世界的な枠組みづくりに積極的に関与する必要がある。

「淡水資源」、「エネルギー・気候変動」、「土地劣化」、「都市環境」及び「教育・キャパシティ・ビルディング」に関する世界的な枠組みづくり(これら分野に関して横断的な課題である「持続可能な生産消費形態への変更」に関する枠組みづくりにも関与すべき)

「生物多様性の保全」については、生物多様性条約を始めとしてワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約、国際サンゴ礁イニシアティブ等の世界的な枠組みを活用し、国内施策との連携も図りながら積極的な貢献を果たすこと

イ. 気候変動枠組条約の目的達成を目指した対策の枠組みづくり

気候変動枠組条約に基づく地球温暖化対策を推進するために、我が国は次のような枠組みづくりに向けた取組みを進める必要がある。

温室効果ガス削減目標の達成に向け、国内対策を補足する JI や CDM などの活用のルール化に積極的に関与すること

将来的に、開発途上国の温室効果ガスの削減対策への参加、責任の共有を実現するため、特にアジア太平洋地域の関係国と政策対話を進め、開発途上国を含む地球規模での対策の推進に係る枠組みづくりについて主導的役割を果たすこと

バングラデシュ、モルディブ、ネパール、ブータン、モンゴル、南太平洋諸国など温暖化による影響に脆弱な国々における温暖化への適応対策の枠組みづくりを支援すること

ウ.環境技術の移転に関する世界的な枠組みづくり

我が国に蓄積された環境技術を他の国で有効に生かしていくために、政府は、ISOや国連、特にUNEPの主導によるハイレベル環境技術会合等を通じて環境面での国際的規格づくりや技術の知的所有権等の保護に関するルール化について、リーダーシップを取って進めるべきである。

エ. 貿易と環境に関する世界的な枠組みづくり

貿易と環境に関する枠組みづくりにおいて、次のような取組みを進める必要がある。 世界的な貿易協定の中での環境と貿易の相互支持性の確保に、積極的に関わること 我が国が自由貿易協定を締結する際には、環境面での正負の影響について検討する とともに、環境協定の締結を進めること

2.地域における環境協力の枠組みづくりに向けた我が国のイニシアティブ

(1)二国間の政策対話の推進

それぞれの国の状況を踏まえ、次のような取組みを国別に進める必要がある。

各国との政策対話を通じて、その国の環境の状況、環境管理能力、情報公開の状況、政策決定における国民参加の状況等を分析し、国ごとの環境保全上の課題や環境協力のニーズなどの情報を把握すること

把握した情報をもとに、相手国とともに、その国の状況に応じた解決の方向性を検討し、 環境協力の方向付けを行うこと

地域における環境管理の枠組み構築に向けて、関係諸国の意識の醸成を図ること

(2)効果的な情報ネットワーク等の整備

(モニタリング体制・ネットワークの整備)

我が国は、各国の環境モニタリング体制・地域の環境モニタリング・ネットワークを整備するために、次のような取組みを行うことが重要である。

関係国の実状やプライオリティに見合ったモニタリング体制・ネットワークの構築と強化を 支援すること

EANET の拡充、重要生息地ネットワークを通じた渡り鳥の国際共同モニタリングの推進など、既存のモニタリング・ネットワークの拡充と相互の連携強化を図ること

黄砂モニタリング、LUCC のモニタリングに関する体制について、関係国とともに早急に検討し、系統だったモニタリングを開始すること(データの共有及び検証といったソフト面も含む)

砂漠化のモニタリング・早期警戒について検討を進めること

(環境情報・データの整備)

我が国は、関係諸国と共同で以下の取組みを進める必要がある。

必要な環境情報・データについて、関係者と協力して整備すること(東アジア諸国における生物多様性に関する情報ネットワーク整備の継続的な支援を含む)

AP-net や WEPA、その他の既存・計画中の廃棄物、大気、水に関する情報ネットワーク間の調整を図り、データの相互交換や比較等を可能にすること

(3)共同研究や研究ネットワークのより一層の推進

地域の環境に関わる科学的知見の充実及びその成果に基づ〈政策形成を図るため、次のような取組みを進める必要がある。

IGES/APN が中心になって作成した戦略計画に基づく、アジア太平洋地域の研究機関等による地球環境の保全に係る国際共同研究及び研究ネットワークの整備を推進するとともに、我が国の研究者の国際的な共同研究への積極的参加・貢献を促進すること、またその際、特定大学間、研究機関の枠を超えて開かれた共同研究を進めること

研究者と政策決定者の連携を促進するとともに、共同研究の成果が政策にフィードバックされるよう、関係国間の環境協定や行動計画に共同研究を位置づけること

関係国とのパートナーシップに基づき、国際共同研究体制の整備に向けた財政支援を強 化すること

我が国が中心となって地域の研究者間の研究交流を一層促進するため、環境省によるエコフロンティア・フェローシップ制度を継続実施するとともに、研究者の情報ネットワークの整備及び地域の研究者の研究発表の場の創設を検討すること

(4) 開発途上国の環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施

(環境管理能力及び環境教育プログラムの開発と実施体制の確立)

地域の環境管理を改善していくためには、関係国の環境管理能力の向上が不可欠である。我が国は、2002 年度からの 5 年間で 5,000 人を目標として環境関連の人材育成に協力することを表明しているが、具体的には、次のような取組みを進めるべきである。

各国と共同で、環境管理能力の向上や環境教育のための行動計画を作成し、プログラムの開発やその実施体制の確立を進めること(その際、e ラーニングを効果的に活用すること)

タイ、シンガポール、フィリピン、インドネシアとの間で合意している南南協力促進のためのパートナーシップ・プログラムを発展させ、関係諸国と共同で実施する体制を構築すること

(5) 我が国 ODA の効果的な活用及び紛争・自然災害に関する環境協力

(ODA の活用による政策支援型及び対処能力向上に係る協力の推進)

開発途上国における環境管理能力の向上については、環境分野の法制度、国家戦略計画、行動計画等の政策の立案、実施、モニタリング、評価が重要である。そのような能力の強化に向けて、次のような取組みを進めていくべきである。

廃棄物管理、水質・大気保全、有害化学物質管理、生物多様性保全などの分野において、機材供与・インフラ整備に加え、専門家の派遣、研修の実施など政策支援型の国際環境協力をより積極的に進めていくこと

環境 ODA 事業の持続性を向上させるため、途上国の受入れ可能な対策を支援するとと もに、対策実施に係る人的・組織的能力の向上を一層重視していくこと

(国別援助計画の作成、環境 ODA 案件の形成等)

地域の環境管理の改善に向けて、次のような取組みを進める必要がある。

外務省が主導する国別援助計画の作成において、その作成に携わる環境分野の専門家の充実を図り、各国との政策対話の成果を適切に反映するとともに、地域の環境管理の 改善に資する戦略的な視点を組み込むこと

それらの専門家を活用し、漁場・森林再生など環境保全の要素を組み込んだ地域開発・ 生活向上プロジェクト案件や貧困対策とリンクした環境 ODA 案件など紛争予防のための 環境 ODA 案件の形成・実施を推進すること

ODA 受入国が、我が国 ODA 事業の実績を踏まえて自ら対策や技術・ノウハウの普及に取り組めるよう、モデル的な ODA 事業の形成・実施を推進すること

我が国の企業による開発途上国への技術支援の促進に向けて、環境技術に関する開発途上国の人材の育成、環境技術への適応対策、環境技術の知的所有権等の保護のための ODA 案件の形成・実施を推進すること

準地域レベルの環境 ODA 案件の枠組み整備について検討すること

(ODA における環境配慮の徹底)

政府による環境協力において、開発途上国の ODA 要請の中に環境問題への配慮を高めるような技術協力の推進、ODA 案件等の実施における環境社会配慮ガイドラインの普

及、ODA評価の実施における環境専門家の参加促進が必要である。

(紛争後の復興時及び紛争予防のための環境協力)

紛争終結時においては、建築物・構造物の破壊による大量の廃棄物の処理、環境インフラの修復、環境組織づくりや人材育成などの対応が早急に求められる。他国の政府、国際機関、NGO/NPO などと協力しながら、協力のための計画や協力体制の検討を行い、我が国としての役割を明確にして、紛争後の復興時における環境協力に積極的に取組んでいくべきである。

また、紛争の再発を防止するため、自然資源の適切な管理に関する協力を重視していくことが必要である。

(自然災害発生時及び防災のための環境協力)

大規模な自然災害発生後には、紛争後の復興時と同様に、大量の廃棄物の処理、環境インフラの修復、環境組織づくりや人材育成などの対応が早急に求められる。他国の政府、国際機関、NGO/NPO などと協力しながら、協力のための計画や協力体制の検討を行い、我が国としての役割を明確にして、自然災害発生時における環境協力に積極的に取組んでいくべきである。

また、防災対策のための協力を重視していく必要がある。

(6)地域の計画・戦略の作成及び実施

(準地域における包括的な共通計画の作成)

アジア太平洋地域や準地域における包括的な環境管理を推進するため、次のような取組みを進める必要がある。なお、計画作成に際しては、分野ごとに技術や資金の手当て方法において多様性があることを踏まえ、それらを戦略的に組み合わせること、全分野における課題を見通した上で優先順位を設定することが重要である。

北東アジア地域、拡大メコン地域における戦略的環境保全計画等の計画作成に積極的に関与すること

これらの計画に関する政策・財政面での関係国の合意を形成し、計画の実効性を担保すること

(分野別共通計画の作成等)

将来的には、東アジア環境管理計画に基づく包括的な取組みを進めるべきであるが、当面は、分野別に次のような取組みを行う必要がある。

「自然資源の持続可能な管理」、「生物多様性」、「廃棄物問題(有害廃棄物等の適正処理の確保・循環型社会(3R))」、「水問題」、「国際海洋資源」等の分野において、多国間の連携により効果的な解決が期待できる課題に関する共通の計画を作成・実施すること既に地域で作成・実施している「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」、「北西太平洋地域海行動計画」、「アジア森林パートナーシップ」、「アジアの都市に関するクリーン・エア・イニシアティブ」等の計画やイニシアティブの拡充強化や、第3回世界水フォーラムのフォローアップなどを実施すること

(7)環境管理の点検・評価の仕組みづくり

(環境モニタリングの適切な実施と政策との連携)

環境モニタリングを適切に実施し、その結果を政策にリンクさせるため、関係国と共同で次のような取組みを進める必要がある。

地域の計画・戦略における目標の達成状況を把握できるよう、適切なモニタリング地点の配置やデータの信頼性確保など、環境モニタリング・システムを改善することモニタリング結果に基づく予防的措置の立案実施につながるような仕組み(早期警戒 (early warning)システム)を構築すること

(8)地域における環境管理の枠組み構築及び枠組みに基づく環境管理の推進

ア. 環境管理のための枠組みづくり

(東アジアにおける環境協力の包括的枠組み構築を目指した取組み)

東アジアの環境管理の改善に向けて、関係諸国が目標を共有し、目標達成のためのプログラムを実施していくために、包括的な環境協力の枠組みとしての協定の締結やそれをモニタリングする組織の設置に向けた取組みを進めるべきである。当面は、次のような取組みを行い、それらを踏まえた上で、東アジア環境協力の枠組み構築に結び付けることが重要。

北東アジアについては、既に NEASPEC や TEMM を通じて意見交換がなされており、 今後の北東アジアでの自由貿易協定の進展も見据えてこれらを発展させ、ASEAN のよ うな包括的な環境協力に係る枠組みづくりを進めること

我が国政府及び産業団体、NGO/NPO、企業等との間で日本 ASEAN 東京宣言に基づ 〈東アジア共同体の創設にむけた動きが開始されようとしていることから、適切な時期に環境分野の枠組みづくりに向けた準備を行うよう、ASEAN+3 環境大臣会合で提案し、その 準備に積極的に協力していくこと

(公平な市場確保のための環境に関する共通ルールの検討・協議)

貿易や投資にともなう経済活動が緊密化する中で、公平な市場を確保するためには、共通のルール化に向けた次のような取組みを積極的に支援していく必要がある。

EU で既に進められているような、水や大気分野における環境目標水準の設定に関する ガイドラインや、貿易と環境に関連した共通ルールの策定について検討すること

有害物質·廃棄物や再生資源等の広域流通に係るルールの調整、産業公害対策に係る 規制基準や規制内容に関する相互調整について検討すること

(分野ごとの政策対話の推進)

地域の環境管理の改善に向けた各分野の政策対話を推進するため、次のような取組みを進める必要がある。

アジア太平洋の環境開発についての「アジア太平洋環境開発フォーラム」、水分野の「世界水フォーラム」、交通と環境分野の「交通と環境に関するアジア地域フォーラム」などの既存の地域フォーラムを維持・発展させるとともに、課題解決につながる行動計画の策定・実施について合意形成を図ること

東アジアを中心とした資源循環型社会の形成に向けて「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)」に関する意見交換の場の設定、北半球を網羅する大気環境管理に関する枠組みづくりを進めること

(エコ・アジア)

エコ・アジアが非公式会合としての特色を発揮できるよう、実質的な討議が行える場としていく必要がある。中長期的には、エコ・アジアを、東アジア共同体における環境問題を議論する会合として位置づけることも一案であろう。

イ.東アジア環境管理計画の策定と計画の実施・点検評価メカニズムの構築

将来的には、東アジアにおける環境協力の枠組みを踏まえ、我が国と関係各国とが共同で東アジア環境管理計画を策定し、共通の目標、必要なアクション、関係国の役割を明確化していくこと

東アジア環境管理計画における目標の達成状況を把握できるようなモニタリングを実施すること

地域・準地域の環境保全計画や分野別の計画の実効性を担保するため、関係国がその実施に関して責任をもち、その実施状況を相互に検証するなどの点検・評価メカニズムを関係国とともに構築することが必要である。その際には、例えば OECD 諸国で実施しているような各国の環境政策レビューなどが参考になると考えられる。

3. 我が国の多様な主体による環境協力

(1)地方公共団体による環境協力

多くの地方公共団体が開発途上国の地方公共団体との協力関係を構築するために、次のような取組みが望まれる。

環境関連法の執行、地域の環境管理計画の作成実施に経験とノウハウを有する我が国の地方公共団体による、開発途上国からの研修生の受入れや開発途上国への人材派遣を通じた技術協力の推進

北九州イニシアティブネットワークを強化すること

モデル的な都市間の協力プロジェクトを、ODA を活用しながら進め、日本と開発途上国の地方公共団体間の交流と協力のケースを増やすこと

研修員の受入れを積極的に進めるために、分野ごとに核となる地方公共団体を決めるとともに、我が国の地方公共団体間の協力ネットワークを構築すること

(2)NGO/NPO による環境協力

開発途上国の環境意識の向上や身近な環境改善活動への協力において、我が国の NGO/NPO には次のような取組みが望まれる。

社会の環境意識の向上やコミュニティにおける環境管理能力の強化のための環境教育 や環境改善プロジェクトの実施

環境協力を実施する際、現地との交流を深め、どのような協力が大事であるかを学 びつつ進めること

開発途上国の NGO/NPO との交流を深め、協力関係を構築すること アジア太平洋地域の NGO/NPO のネットワーク活動にも積極的に関わること

(3)企業による環境協力

(開発途上国の環境管理能力向上に向けた協力)

我が国の企業は、国内外の事業運営において、直接的・間接的に開発途上国の環境管理能力の向上に協力していくことが望まれる。例えば、次のような協力が考えられる。

進出先でのサプライチェーンを通した現地企業の環境管理能力の底上

進出先での事業運営、原材料・製品の輸出入や開発途上国のプロジェクトへの融資にお

ける環境配慮の実施

我が国企業の有する環境技術や製品の普及を通した環境管理の基盤づくり 外部委託によるモニタリングや廃棄物処理等を通した進出国での環境産業の育成

(企業活動を通じた協力)

我が国の企業には、企業活動を通じて、次のような取組みが望まれる。 企業における環境対策や環境管理に関する情報を公開すること 日本の産業団体と相手国の産業団体との意見交換や交流を積極的に進めること プライオリティの高い課題(持続可能なエネルギー、淡水資源の保護・安全な水へ のアクセス、生物多様性の保全、持続可能な開発のための教育)への対応に向けて、 日本企業の有する技術や製品の普及を政府と民間が協力しつつ進めること グローバル・コンパクトに積極的に登録・参加すること

(事業運営における環境配慮の実施)

開発途上国における我が国企業の事業運営において、次のような環境配慮を行うことが期待される。

開発途上国の規制水準に留まらず、技術的に対応可能な最高水準の対策を率先して 実施すること

進出先の国で環境アセスメントが求められない場合でも、率先して環境アセスメントを実施すること

(貿易における環境配慮の実施)

我が国の企業による貿易において、次のような環境配慮を実施することが望まれる。 持続可能性を考慮した輸入を、企業の社会的責任として実施すること 特に、持続可能な方法で生産された一次産品・製品の輸入を推進するため、例えば、 持続可能な方法で生産されたことを消費者に伝達するマーク等の利用を促進する こと

製品や廃製品の輸出入に際しては、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理に ついて十分考慮すること

(金融における環境配慮の実施)

我が国の金融機関・企業による融資において、次のような環境配慮を実施することが望まれる。

開発途上国のプロジェクトに対する融資における環境・社会配慮の任意基準の導入やその適用の結果について情報を公開すること

開発途上国における持続可能な開発のためのプロジェクトに対する企業や個人の 投資を募るようなしくみをつくること

なお、各主体に対する政府の支援については、下記の項目に記載している。

人的基盤の強化 : 4 - 1 - (2)

資金の確保·効果的活用 : 4 - 1 - (3)

各主体との対話の場の設置 :4-2-(2)

各主体の体制の強化 :4 - 2 - (4)

4. 国際環境協力の実施体制の強化

4-1 新たな国際環境協力のための国内基盤の強化

(1)環境協力に有効な情報基盤の整備

国際環境協力活動に従事する主体にとって役立つタイムリーな情報を整備し、入手しやすい形で提供する。

我が国の環境関連情報の英語等での発信力を高めていく必要がある。

国民の国際環境協力に対する支持と参加(特に若者の参加)の促進に役立つ情報を提供していくべきである。

(2)新たな国際環境協力に不可欠な人的基盤の強化

ア、アジア太平洋地域での政策対話や計画づくりのための人材の育成と活用

(計画的な人材の育成)

アジア太平洋地域の環境協力の枠組みづくりに向けた政策対話、共通の計画作成、国際機関との連携を行う人材の育成を計画的に進めるため、次のような取組みについて検討するべきである。

特に若者に焦点をあて、青年海外協力隊、国際機関でのインターンシップなどからステップ・アップしていくキャリア・パスを確立すること

大学卒業生・大学院生が国際機関等の現場を体験する機会を増やすため、例えば、国際機関のインターシップ制度を周知し、参加のための補助施策を導入すること

AE 等派遣制度を活用した人材育成を実施すること(AE 等に対する環境意識の啓発を行うとともに、派遣中の機関における環境関連情報交換、環境協力専門家としてのキャリア・パス選択への働きかけを行うなど)

将来、国際機関の幹部職員となる見込みのある人材を若いうちに P2、P3 レベルで派遣 し、国際機関での経験を積めるようにすること

人材の育成に当たっては、現在研究中心に使われている 21 世紀 COE(center of excellence)プログラムを積極的に活用すること

(人材育成プログラムの作成・実施)

人材の育成を進めるため、FASID や大学などの教育機関、在日国際機関等の関係機関 と協力し、人材育成のための連絡委員会を設置するなどネットワークを構築するとともに、ト レーニング・プログラムを開発する必要がある。例えば、次のような取組みが考えられる。

在日国際機関をネットワーク化し、在日国際機関の職員を講師として国際機関での仕事の進め方等に関する短期の研修を行い、その後、ネットワークに加盟する在日国際機関に研修参加者を実地訓練生として派遣すること

大学生·大学院生を関連省庁、研究機関、在日国際機関などへ研修生として派遣し、その経験を大学·大学院での単位として認定すること

在職者の PhD 取得支援システムを整備すること

国際機関邦人職員と国際機関への就職希望者との交流を実施すること

イ. 開発途上国での環境管理プロジェクトに従事する人材の育成

環境 ODA、地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動に従事する人材(環境省の人材育成を含む)の育成を進めるため、次のような支援を行うことが必要と考えられる。

環境関連の国際会議や開発途上国の現地調査の際に、国際環境協力に従事する(意欲のある)人材を派遣すること

計画的に環境省若手職員が、開発途上国の現場を経験できるようにすること

NGO/NPO や企業の方が、国や地方公共団体での環境行政を経験できるようにすること

ウ.研究者の育成

開発途上国の環境管理や国際環境協力を直接の研究対象とする研究者を育成するため、 大学院講座の拡充、大学院課程修了生の活躍場所の確保や斡旋などを行うしくみの検 討を進める必要がある。

エ.人材活用のしくみの整備

人材の育成に加えて、人材を活用するしくみを整備していくことが重要であり、環境協力 専門家データバンクのより一層の充実や、環境協力に携わる職員・社員の海外派遣に対 する社会的評価を高め、奨励するようなインセンティブの導入、環境専門家として活躍で きる定年退職した人材の再教育と派遣先の斡旋などを行うしくみの形成についても検討 することが必要である。

(3)新たな国際環境協力の推進のための資金の確保・効果的活用

(国の関連予算等の拡充・戦略的な資金投入、国際機関の資金活用)

世界・地域の環境管理の枠組みづくり、地域の環境管理プログラムの実施、国際環境協力を進めるための国内基盤整備及び体制強化のため、次のような取組みを行う必要がある。

国の関連予算の拡充と国際環境協力のための各種基金の充実を図るとともに、より戦略的な資金投入を行うこと

NGO/NPO や企業が実施する国際環境協力活動について、国際機関の有する資金を活用できるような支援を行うこと(既存 ODA 予算の効果的な活用)

(様々な主体による環境協力を支援する資金の強化)

様々な主体による環境協力を支援する資金を強化するため、次のような取組みが必要である。

国際環境協力のための各種基金への寄付を企業及び国民各層に働きかけること 寄付をしやすいようにする税制上の優遇措置の拡大を検討すること 多くの主体が参画した国際環境協力のための基金の設立を検討すること(具体的に は、政府のイニシアティブにより、経常利益の1%クラブを拡大し、環境協力に係 る共同の基金を設立するなど)

4-2 新たな国際環境協力を進めるための体制強化

(1)国際機関への人材の戦略的な派遣

(重要な国際機関への環境関連の人材の派遣及び就業機会の強化)

今後、特にアジア太平洋 - 東アジア地域の環境管理の改善に我が国が積極的に関わっていくためには、重要な国際機関への人材派遣を次のように行っていくべきである。

アジア太平洋地域と関係の深い国際機関、特に、UNEP、UNDP、世界銀行、ADBなど 戦略的に重要な国際機関に、政府関係者及び民間人を優先的に派遣すること 邦人職員、特に環境関連専門家の雇用を国際機関に働きかけること 幹部職員にふさわしい人材が適切なポストにつくために、政治的外交的サポートを関係 機関に働きかけること

(国際機関の邦人職員の支援)

国際機関の邦人職員を支援するため、次のような取組みを行う必要がある。

日本に帰国せざるを得ない場合の受入れ機関斡旋や、現地での教育・医療・安全面での サポートの実施を検討すること

派遣元の機関において、出向期間中も昇進等の人事上の処遇を適切に行うこと

(2)政府・関係機関の連携及び体制の強化

(政府レベルの関係機関の連携・調整機関の設置)

政府レベルの関係機関の連携・調整を図るため、次のような取組みを行う必要がある。 特定のテーマごとに、関係省庁、JICA、国際協力銀行(JBIC)等の地球環境保全や ODAの関係機関との連携・調整機関を設置し、相互の協力関係を密にすること 特に、有償、無償、技術協力の分野における定期的な意見交換を行い、環境 ODA 案件 の形成に積極的に連携・協力すること

(環境省の体制強化)

環境省における国際環境協力に係る体制を強化するため、次のような取組みを行う必要がある。

環境省内部での国際環境協力全体を統括する体制を強化し、様々な取組み間の整合・ 調整を図ること

国際環境協力分野での現場経験を積んだ職員を環境省の国際環境協力政策立案·実施部署に効果的に配置すること

環境調査研修所において、国際環境協力に役立つ人材育成の機能を強化すること(例えば、国際機関の業務を遂行できる人材を育成するための研修を行うなど)

(環境省とその関係機関との連携強化、関係機関の体制強化)

環境省とその関係機関との連携強化、関係機関の体制強化に向けて、次のような取組み

を行う必要がある。

環境省の関係機関である独立行政法人国立環境研究所、IGES、(財)地球環境センター(GEC)、(社)海外環境協力センター(OECC)や自然環境研究センター等との定期的な意見交換の場を設置すること

継続的に国際環境協力のノウハウの蓄積、人材育成、人材斡旋、人材をプールして派遣する組織を強化すること(例えば、JICA 国際協力総合研修所、OECC、IGES などにそのような機能を持たせるなど)

(政府機関・地方公共団体・NGO/NPO・企業の対話の場の設置)

地方公共団体・NGO/NPO・企業も政府による環境協力実施パートナーとしての役割を担うことから、関係主体との対話の場を設置し、相互の連携を支援していく必要がある。

(3)我が国の研修体制と開発途上国におけるサポート体制の強化

開発途上国からの研修員の受入に関して、研修員のスクリーニングへの我が国の関与や研修後の活躍の場づくり、研修内容の充実、研修受入機関の能力強化や数の増大を図る必要がある。

開発途上国において、言語、現地事情、他の協力機関の動向に関する情報交換といった面で相手国の人材も活用して、我が国の環境協力活動をサポートする体制づくりを強化していくべきである。

(4)地方公共団体·企業·NGO/NPO の協力体制の強化

(地方公共団体における国際環境協力推進のための体制強化の支援)

地方公共団体における国際環境協力推進のための体制強化を図るため、次のような取組みが必要である。

地方公共団体の環境協力に関して利用可能な助成制度の情報を提供すること 地方公共団体が総務省や ODA における支援制度を積極的に活用できるよう検討すること

積極的な取組みを行っている地方公共団体を対象として、例えば JICA や JBIC などの 関係機関によるラウンドテーブルを設置して、地方公共団体間の連携、今後の実施体制 に係る分野ごとの役割分担、地方公共団体の環境協力体制強化のための支援策などを

検討すること

ODA 実施機関と連携して、我が国の地方公共団体が開発途上国の地方公共団体との協力関係を築くためのプログラムを作成するなど、地方公共団体による協力を促進するための支援を実施すること

(NGO/NPO 活動の強化のための戦略的な支援)

NGO/NPO による国際環境協力推進のための体制強化を図るため、次のような支援が考えられる。

コミュニティ・レベルでの環境教育など、現地での具体的な活動が期待される NGO/NPO については、助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報などその他有益な情報の提供、技術面をサポートする専門家の派遣、JICA 草の根技術協力事業の案件形成への支援などを行うこと

政策提言を行うシンクタンク的な役割が期待できる NGO/NPO については、政府機関からの調査の委託、国際会議での論点やこれまでの経緯などに関する情報提供、国際会議へのスタッフ派遣に対する助成、環境省での研修の実施、同じ分野の NGO/NPO とのネットワーク構築の働きかけなどを行うこと

NGO/NPO の継続的な国際環境協力活動が可能となるような資金面での基盤づくりについて検討し、関係機関に提言すること

プロジェクト管理能力、会計処理能力向上のため、国際協力を行う NGO/NPO を対象としたセミナーの実施などを関係機関に働きかけるとともに、NGO/NPO にそのようなセミナーへの参加を促すこと

(企業における環境協力推進体制の強化)

企業における環境協力推進体制を強化するため、次のような施策を実施していくことが望まれる。

開発途上国の日系企業との間で環境協力に関する連携体制の設立を奨励するなど、開発途上国政府や地元企業の環境管理の改善に対する活動への協力関係の構築を支援していくこと(ODA の活用を含む)

国際環境協力を含めた CSR の担保に責任を持つ役員を、経営の中心に配置することを奨励すること